

- 提出者：鳥取退職者連合中部地区協議会、連合鳥取中部地域協議会
- 受付日：令和3年11月25日
- 回答日：令和4年1月14日

I. 地域包括ネットワークについて

1. 選択可能な統合された医療・介護ケアを実現するため、地域包括ケアネットワークを推進すること

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

誰もが切れ目のない医療・介護・住まい等のサービスを受けることができるように、第8期介護保険事業計画では「地域包括ケアシステムの推進」を重点課題として位置づけ、各施策に取り組んでまいります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保持しながら自立した生活を続けられるようにするためには、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が身近な地域で一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでまいります。

2. 第8期介護保険事業計画および地域医療介護総合確保基金活用計画の策定・執行にあたっては、介護保険の被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制のもと、利用者の権利と超高齢化社会への適応を両立させることを基本に進めること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第8期介護保険事業計画は、公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で協議を行い、令和3年3月に策定しました。基本理念を「住み慣れた地域で、心豊かに健やかに暮らせる長寿社会を目指して」とし、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた地域包括ケアの姿を目指して取り組むこととしております。

3. 市民に介護保険制度やそのサービスを周知し、介護予防・重度化防止の観点から適切な介護保険の利用を促すこと。そのため、広報・掲示・各種セミナー等多様な媒体でサービス内容を周知し、市民参画を通じて地域特性を踏まえた介護保険制度の拡充を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険制度や介護サービス事業所について、広く市民に対して理解を深めていただけるよう、様々なツールを活用してわかりやすい情報提供を行い、介護保険利用者の適切な介護サービスの利用に資するよう取り組んでいきたいと思っております。

4. 利用者の必要性和選択を満たす、医療・介護・住宅福祉の切れ目のないネットワークを推進し、その「地域ネットワークの要」として保険者ごとの地域包括支援センターを設置し、生活圏域ごとの地域包括支援センターを連携して総合相談・支援機能の強化を図ること。

また、地域包括支援センター運営委員会等への住民代表の参加、協議内容の公開を促進し、市民への介護保険サービスの周知を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本市では、地域包括支援センターを委託方式により運営しております。基幹的役割を持つ地域包括支援センターは設置していませんが、市内5か所に設置している各地域包括支援センターの担当者の会議等を充実させ、機能強化を図っていききたいと思っております。

地域包括支援センターを中心に、生活支援コーディネーター（福祉課題の解決に向けた身近な相談員）やあんしん相談支援センター（複合課題に対応）など関係機関や民生委員等地域関係者が連携して総合相談・支援に取り組むこととしております。

5. サービス提供基盤整備

まちづくりと一体で、入院・退院・入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービス提供基盤を整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画に基づき、サービス基盤が手薄な地域にグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が、令和3年中に開設されました。

今後も、まちづくり等関係部署と連携のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制整備と、増加が見込まれる中重度の要介護者認定者や医療と介護の両方を必要とする高齢者の受け皿等、ニーズに対応したサービス基盤整備を検討し、切れ目のない在宅医療と介護が一体的に提供される取組を進めていきたいと思っております。

6. 健康増進事業の推進

高齢者の健康寿命が健康で快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

その推進にあたっては、目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き、基準・要件による賞罰・強制・統制を持ち込まないこと。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

本市では健康寿命の延伸に向けて「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康についての取組みを進め、日常生活における生活習慣病の発生予防に努めています。また「倉吉市地域包括ケア推進計画（第8期高齢者福祉・介護保険事業計画）」においても、「住み慣れた地域で、心豊かに健やかに暮らせる長寿社会をめざす」ことを基本理念とし、高齢者が活躍できる場づくり、在宅生活支援の促進、介護予防の充実などの取組みを進め、高齢者自身が地域活動の担い手として活躍したり、尊厳を保ちながら自分らしく社会生活を営むことができるよう支援をしています。二つの計画は整合性を図りながら、一体的に進めており、その推進にあたっては、個人の自立的選択を尊重することを基本と考えております。

7. 医療・介護総合確保基金活用

「医療・介護総合確保基金」を適切に活用するとともにその執行状況を明らかにすること。また、新規計画策定に市民の意見反映の仕組みを整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

基金の活用については、第7期介護保険事業計画において「鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）」を活用して施設整備及び人材育成を行いました。

また、基金の活用を検討する際には、公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で協議を行い、意見を反映することとしています。

II. 介護保険について

1. 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充について

(1) 高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤を整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

在宅生活を支援する配食サービス、軽度生活援助、生活管理指導短期宿泊事業等を引き続き行います。また、生活支援の体制づくりの推進に向けて、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活課題や日常生活圏域に不足するサービス・社会資源の把握を行い、新たなサービスの創出に努めます。

(2) 新総合事業に移行した要支援認定者に対する予防訪問介護・予防通所介護について新総合事業への移行後も、利用者が求める場合は移行前と同等の「相当サービス」を継続すること。

また、新総合事業化を契機に「サービス内容の変更や切捨て、利用料の引き上げ、担い手のボランティアへの変更」などが生じている場合、その実態、影響を把握し必要な是正を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

総合事業に移行した予防訪問介護・予防通所介護については、移行後においても制度改正前の「相当サービス」を継続して実施しており、利用料も従来どおりでサービスを提供しております。

また、今後の総合事業のあり方については、地域の担い手、ニーズなどの実態を把握しながら必要なサービスを展開していきたいと思っております。

(3) 既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件としないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一律に「基本チェックリスト」実施を前提要件とするのではなく、個々の状況に応じ、本人や家族の方の意向も尊重しながら、要介護認定手続きを行っております。

(4) 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などのサービス切り下げをしないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

訪問介護におけるそれぞれのサービスのうち、生活援助中心型の人員基準を緩和する改正が行われたのは、介護人材不足という喫緊の課題解決のため、専門性などに応じて人材を有効的に活用することを目的として制度改正が行われたものです。

国においては、生活援助中心型サービスは一定の研修を修了した者が担えることとし、県による初任者研修の実施などを充実させることで、人材の質の確保が図られております。

本市では、利用者の考えを尊重しつつ、自立支援に向けて必要とするサービスは適切に提供する体制を整えていきたいと思っております。

(5) 地域在宅生活を支援する小規模多機能型委託介護事業を拡充すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画に基づいてグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が、令和3年中に開設されました。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者のニーズ、介護者の負担軽減に資する在宅サービスの確保に努めたいと思っております。

2. 認知症施策の拡充

(1) 「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」という新オレンジプランの基本理念を踏まえ、地域の中で認知症の人とその家族を支える「見守り・声かけ・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

認知症の人とその家族に対する支援には地域の見守りが不可欠です。認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族への対応、地域住民への啓発等を、地域包括支援センターとも連携しながら取り組んでおります。さらに平成30年度からは、認知症高齢者等で行方不明になる心配のある人を家族の同意により事前登録制度を実施し、地域住民、自主防災組織、生活関連事業者などが参加した見守りネットワークの整備を行っております。

(2) 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

平成30年度からは、重度化する前に早期の対応を図るため医療や介護の複数の専門職による認知症初期集中支援チームを編成して取り組んでおります。

(3) 認知症高齢者による交通事故の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、事故発生の場合家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える制度を作ること。

また、全国の自治体で個人賠償責任制度（事前登録制による）は拡大しており、公的支援策として創設すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一部自治体では認知症の人の事故などへの損害賠償救済支援策を講じる動きがありますが、現在、本市においては事故が多発しているような状況でもなく、具体的な損害賠償制度の施策は講じておりません。国においても既に議論が行われており、現状は高額な損害賠償事例の少なさ等から、損害賠償保険自体の周知・啓発を行うこととされたと伺っております。今後の動きに際しては、国や県内の他市町村の動向を注視していきたいと思っております。

3. 安心して暮らすことができる居住の場の整備

(1) 介護福祉施設等の施設入居者の安全・安心を守るための防災・防疫体制を整備すること。また、緊急時の医療・介護連携、避難・誘導、備蓄、地域連携の体制整備と定期的検証を実施すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられております。県及び庁内関係部署と連携して支援し、適切な指導等をしていきたいと思っております。

また、感染症対応について、感染症による介護サービス提供体制への影響をできるだけ小さくしていくことが重要であることから、国・県と連携して感染拡大防止を図り、必要な介護サービスを継続して提供できるよう支援していきたいと思っております。

(2) 特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。

あわせて、施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特例入所を保障すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

特別養護老人ホームの整備については、県が整備する施設と市町村が整備する地域密着型特別養護老人ホームとがありますが、本市においては施設整備を計画しておりません。

また、特例入所については、県の指針に沿ってその必要性を適正に判断することに努めたいと思っております。

(3) 有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等における高齢者の権利保障のため、都道府県と連携して、虐待防止や防災の観点から実態把握と必要な指導を行うこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

入所の方が安心していきいきと暮らせる生活環境を守るため、県と連携して、実態把握に努め、違法行為が行われないよう指導を行い、権利擁護に努めていきたいと思っております。

4. 介護労働者の処遇改善と人材確保

(1) 介護職員の賃金を改善するため、事業者と協力して介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果을及ぼすこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

令和元年に介護人材確保に向けた処遇改善策として、キャリアのある介護職員への更なる処遇改善をベースとして「介護職員等特定処遇改善加算」が行われましたが、この処遇改善においては、原則「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「介護職員以外の職員」に傾斜配分することとされていますので、介護事業所で働くすべての労働者に範囲が及ぶ改善策となっております。

介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、今後、国の動向を注視しながら、本市としても介護人材の確保に向け、県と連携しながら介護事業所への支援に取り組んでいきたいと思っております。

(2) 介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

今後も引き続き介護事業所への適正な指導を実施していききたいと思います。

(3) 介護労働者の労働安全衛生の取り組みを強化し、労働災害や感染症を防ぐための必要な設備・機材・備品等の整備、研修を含めた健康管理体制を整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

関係法令に基づく衛生管理体制等が整備され、労働災害の防止や労働者の健康の保持が図られるよう、介護サービス事業所の指導監督を県と連携して取り組んでいきたいと思っております。

5. 介護保険について国へ次の項目の働きかけを求めること。

(1) 介護保険費用の国負担分25%のうち、現在調整交付金に充てている5%は国で別財源を措置し、25%全額を保険者に交付すること。

また、調整交付金財源を自立支援・重度化防止のための国交付金に流用しないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

少子高齢化の進展により、介護サービス費の増、地方自治体の負担増は避けられない状況です。高齢者の自立支援・重度化防止を目的として交付される保険者機能強化推進交付金を5%の調整交付金の財源の中で調整することを検討された経過がありますが、介護保険財政の安定化のためには、あくまでも現行の国負担分25%とは別枠としての保険者機能強化推進交付金を堅持するよう、近隣市町村とも連携しながら、国への働きかけをしていきたいと思っております。

(2) 介護保険の利用者負担は原則1割を維持すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

少子高齢化による介護給付費の伸びに対して、安定的に介護保険事業を運営することができるように、所得に応じた負担割合として、平成27年8月から2割負担、平成30年8月から3割負担が導入されています。世代間の公平性や制度の持続可能性を高める観点から、介護保険料は40歳以上65歳未満の方（2号被保険者）にも負担いただいております。サービス費の一部を所得額に応じた負担割合とすることは、安定的な事業運営のためには必要なことと考えております。

(3) 要介護1・2に対する介護サービスを総合事業に移行しないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

国において、要介護1・2の人に対するサービスの総合事業への移行が議論されましたが、第8期計画期間での移行は見送られたことは確認しております。

現状においては、要介護にならない、あるいは要介護状態になることを遅らせるための介護予防、フレイル予防への取り組みを充実することが重要と考えております。

(4) 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

国において現状は、損害保険に関する周知や啓発を行うこととされました。本市においては、認知症の人の損害賠償事案が顕著化しているような状況は現状においては伺えませんが、引き続き国の動向を注視していきたいと思えます。

(5) 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる介護関係労働者の抜本的処遇改善を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護職員の処遇改善については、「介護職員処遇改善加算」に加えて令和元年に「介護職員等特定処遇改善加算」が実施されております。介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、今後、国の動向を注視しながら、本市としても介護人材の確保に向け、県と連携しながら介護事業所への支援に取り組んでいきたいと思えます。

III. 衛生・医療制度について

1. 医療計画・医療提供体制

県民参画のもと透明性をもって、患者の権利と超高齢化社会への対応を両立させることを基本に第7次医療計画を執行すること。医療・介護連携をめざし、将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

鳥取県保健医療計画（H30～R5年度）の基本方針及び中部保健医療圏地域保健医療計画の課題と対策をふまえた保健医療の取り組みを今後も継続して進めていきます。

また、医療・介護連携をめざした医療提供体制の整備につきましても、鳥取県保健医療計画のもとに関係機関と検討しながら事業が推進されますので、県との情報共有を図っていきます。

2. 在宅医療・看護体制の整備

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支えるため、在宅介護と連携した訪問診療・訪問介護などの整備・拡充を図ること。医療介護連携事業の推進と在宅医療支援診療等のバックアップ体制を拡充すること。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

今後も関係部署の連携のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制整備と、ニーズに対応したサービス基盤整備を検討し、切れ目のない在宅医療と介護が一体的に提供される取り組みを進めていきます。

医療介護連携事業の推進については、多職種・多機関の参加による研修や意見交換等、医療・介護関係者の情報共有や連携支援等に取り組んでいきます。

IV. 新型コロナウイルス感染防止策について

1. 新型インフルエンザと新型コロナウイルス感染の拡大が予想されており万全の対策を図ること。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症のいずれも飛沫や手に付着したウイルスからの感染であることから、現在の新型コロナウイルスの感染予防対策（マスク着用、手洗いの励行、室内の換気等）の徹底について、市民へ向けての注意喚起を継続していきます。

また、国県、倉吉保健所と最新の情報について共有を図りながら感染対策を行っていきます。

~~2. 病院・福祉施設への支援対策に万全を図ること。~~ (回答なし)

3. 現在過酷な条件下で貢献している医療機関とその労働者に対して適切な支援をすること。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

現在国において、各医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる評価として、十分な配慮を行った患者対応や、予防策の職員研修、病室や施設の感染防止に資する検討などに対し加算を算定する特例的な対応がなされています。今後も国県の動向を注視し、医師会等関係機関と情報共有を行っていきます。

4. 感染拡大を防ぐため、安全性を確認したワクチン接種の速やかな接種率向上を図ること。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

日本国内で使用している新型コロナウイルスワクチンは、国が有効性・安全性を確認し薬事承認したもので、R3年12月1日現在、1ファイザー社、2武田/モデルナ社、3アストラゼネカ社の3種類です。このうち本市においては、ファイザー社製のワクチンを使用していますが、今後、別なワクチンを使用する場合においても薬事承認されたものをしていくこととなります。

2回セットで実施している現行接種は、市内の37医療機関で行う個別接種と集団接種会場で行う集団接種で接種できる体制を整え、合わせて接種をされていない方へ接種案内するなどした結果、8割を超える方に接種していただきました。追加（3回目）接種についても、同様の体制を組み接種を推進していきます。

5. コロナ禍の中で、介護サービスの質を低下させないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

コロナ禍においても、介護サービスは、要介護者や家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染防止対策を講じながら継続してサービスを提供することが重要です。国・県と連携して感染防止対策を図り、必要な介護サービスが継続して提供されるよう支援していきたいと思います。

6. 風水害等の避難者のコロナ感染予防対策で避難所確保の具体的対策を講じること。

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、指定避難所に非接触型体温計、段ボールベッド及び間仕切り、ポップアップパーティションの整備など、避難者の健康管理及び飛沫感染防止等に必要な環境整備を行ってきています。

万が一、新型コロナウイルス感染症が疑われる方が避難して来られた場合は、一般の避難者と接触しないスペースに一時的に隔離し、感染症対策担当部局と連携を図り対応することとしています。

7. コロナ感染者に関する差別・偏見を許さない施策の啓発・教育を徹底すること。

【回答：人権政策課 Tel 22-8130】

新型コロナウイルス感染症等の病気に対する正しい知識と理解の不足から、患者や家族、医療従事者などの病気にかかわる人に対する人権侵害が生じています。そのため、病気についての教育・啓発活動を推進し、病気や病気にかかわる人に対する偏見や差別を解消することが必要です。本市では、感染者やその家族、職場、医療従事者等を取り巻く不当な差別や誹謗中傷が全国的に問題となっていることを踏まえ、市内においてこうした差別等を未然に防ごうと、市民組織である倉吉市人権教育研究会と共同で、新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重宣言を、令和2年8月12日に、市民に呼びかけを行いました。

また、令和3年3月には、第6次あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、人権教育・同和教育の推進、人権啓発の推進、相談支援体制の推進を3つを人権施策の推進方針と定め、「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまち」を基本理念に、様々な施策を推進しています。この中で、病

気に関わる人の人権に関しては、学校教育の現場における学習会、市報、公式ウェブサイトでの普及啓発活動を実施し、病気に対する正しい知識と理解を深め、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすための健康教育、人権教育、啓発等の充実に努めることとしています。

V. 地域公共交通の充実について

1. 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

本市では、平成27年10月より、北谷地区・高城地区において、より利便性が高く効率のよい移動手段の確保を目指して、平日の昼間、路線バスの利用が少ない時間帯に、路線バスの代わりに予約型乗合タクシーを運行しました。

平成30年3月に策定した「鳥取県中部地域公共交通計画」（旧「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」）に基づき、今後も地域公共交通の整備・再編成を検討し、適切な移動手段を確保していきたいと考えています。

2. 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、交通事業者、公安委員会、道路管理者、利用者や労働組合等の代表による協議会を設置し、「地域公共交通網形成計画」の策定や、それに基づく「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。

また、これらの計画とまちづくり計画を一体化して、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、主体的に創意工夫して取り組むこと。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

中部地域では、国、県、市町、交通事業者、学識経験者、利用者代表（鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県老人クラブ連合会ほか）、公共交通関係団体（鳥取県交通運輸産業労働組合協議会ほか）、観光関係団体、公安委員会など27団体による「鳥取県中部地域公共交通協議会」を組織しています。

平成30年3月には「鳥取県中部地域公共交通計画」（旧「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」）を策定し、中部地域で一体となって、生活圈域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らしやすさを実現し、いつまでも住み続けられる地域の形成していくことにつきまして方向性を定め、令和元年8月には、「鳥取県中部地域公共交通計画」（旧「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」）に基づいた地域公共交通利便増進実施計画（旧「地域公共交通再編実施計画」）を策定し、国土交通省の認定を受け、路線再編を順次行っているところです。

なお、路線再編につきましては、令和元年10月に、北条線・赤碕線（一部）の青山剛昌ふるさと館経由、赤碕線（一部）の西倉吉経由、総合産業高校便の創設、社線（一部）・北谷線（一部）の西倉吉工業団地経由の路線再編を行ない、令和2年4月には、北条線（一部）橋津線（一部）の河北地区経由の路線再編を行ない、令和3年10月には、松崎線・高城線（一部）市内線（一部）を倉吉パークスクエア経由とする路線再編を行っています。

3. 利用者利便の向上のためバリアフリー化とシームレス化の実現すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

乗り継ぎの円滑化をはかるための交通結節点の整備につきまして、主な結節点である倉吉駅では、倉吉市交通バリアフリー基本構想に基づきバリアフリー化の整備が行われております。地域公共交通網形成計画及び地域公共交通網再編実施計画により新たに結節点となる箇所の整備につきましては、今後検討してまいります。

また、路面の整備につきましては、鳥取県において、バス停周辺の歩道と車道の段差を解消する事業を行っており、段差の解消が必要な箇所につきましては、鳥取県に対して要望してまいります。

あわせて、路線バス事業者においては、バス車両購入に対する補助金を活用し、既存バス車両を順次低床車両に更新しバリアフリー化を図っており、継続的な取り組みとしていくこととしております。

4. 移動困難者の対策を図ること。

高齢化による運転免許証の返納者、買い物や通院、通学など日常生活における移動困難者に対して適切な移動手段を確保すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

自ら運転が困難な方の移動手段として、路線バスなどの公共交通機関、タクシー、共助交通（隣人等との相乗り）などが考えられます。少子高齢化による労働人口減少に伴う人手不足がある中、利便性と効率性を考慮した地域毎のニーズに沿った移動手段が必要であることから、地域にとって必要な移動手段を、地域の皆様と共に考え作り上げていきたいと考えております。

VI. 低所得高齢単身女性に関することについて

1. 住宅セーフティネット法が改正されたことから、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録は鳥取県が行っています。

本市においては、県や3市と共に鳥取県居住支援協議会に参画しており、協議会を通じて住宅の登録を促進していきます。

セーフティネット住宅情報提供システム (<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/>) では、鳥取県内で5,717戸、倉吉市内で102棟738戸の登録（令和3年12月3日現在）がありますので、鳥取県居住支援協議会が設置しているあんしん賃貸相談員（東・中部担当相談員専用携帯電話 090-7135-3686 E-mail anshin-e@tottori-takken.or.jp）にご相談ください。

2. 居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して広くかつ公平に住民一般の利用に供せられるべき性質のものであるため、入居の募集は、特別な事由（災害、不良住宅の撤去、公営住宅の建替えによる住宅の除却等）がある場合を除き、公募によらなければならないこととなっていますが、本市では高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の世帯に対して、間取りや階層等を考慮した上で住戸を選定し優先募集を行っています。

また、公営住宅は親族2名以上での入居を条件としていますが、60歳以上の方には単身での入居を認めています。

新たに住宅を整備する際には全ての住戸のバリアフリー化を図っており、令和2・3年度に、既存の4階建ての集合住宅48戸に対してエレベーターの整備を行いました。

高齢単身女性に限定した優先入居制度はありませんが、高齢者の入居に配慮した環境を整えています。

3. 入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など、家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

本市が参画している鳥取県居住支援協議会の会員である居住支援法人の特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所（倉吉事務所：見日町600 Tel：24-6551）が緊急連絡先、近隣迷惑行為時の対応、見守り、家賃滞納時の指導を行っています。

保証人がいない場合は、鳥取県居住支援協議会の会員である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を窓口として鳥取県家賃債務保証事業により住宅確保要配慮者の入居支援を行っていますので、あんし

ん貸貸相談員にご相談ください。

~~4. 安心して病院・福祉施設に入院・入所できるようにすること。(回答なし)~~

~~5. 身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することのないよう各病院・福祉施設に徹底すること。(回答なし)~~

~~6. 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。(回答なし)~~

7. 一人暮らしの高齢者・高齢単身女性を対象とした「身元保証等高齢者サポート事業」に関わる悪質業者による消費者被害を防止し、安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう情報提供をすること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

高齢者からのさまざまな相談は地域包括支援センター、倉吉市市民生活相談窓口などで対応しております。お受けした際は、中部消費生活センターなどの専門の相談機関へつなぐなど速やかな対応を心掛けております。

また、消費者被害防止の悪質電話勧誘被害防止装置の貸し出しを行っています。

引き続き関係機関と協力をしながら、消費者被害防止に向けた取り組みを行ってまいります。

8. 社会的孤立や孤独死の防止対策をすること。

国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細やかな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。

その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）、民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

高齢化の進展において、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するためには、社会参加を促す取り組みや、地域住民による見守り、支え合いが行われる地域づくりの取り組みが重要と考えております。

地域での身近な相談窓口の充実と重層的な相談体制や早期対応のための包括的支援体制の整備が重要であり、地域包括支援センターをはじめ、さまざまな関係機関・団体等と連携が図られるよう、ネットワークの構築に取り組んでいきたいと思っております。平成20年度からは県内25事業所と協定を締結し、住民生活に異常を発見した際、通報を受ける体制も構築しております。

9. 高齢者の消費者被害防止を図ること。

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化を図ること。

【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

市の消費者生活問題の相談窓口は、「中部消費生活センター」が担っています。

複雑・困難な消費者問題が増加する傾向にある中、専門相談員による相談受付及びアドバイス等の充実が必要ですが、市町が単独で資格を持った相談員の確保を行うことは難しく、人材育成も進まないため、鳥取中部ふるさと広域連合による1市4町の事務の共同化を行い、中部消費生活センターを設置し、運営をNPO法人へ委託して相談業務の充実を図っているところです。

啓発活動につきましては、中部消費生活センターと協力をしながら、ホームページや行政無線等で

広報を行うとともに、消費者啓発出前講座への講師派遣等を行っています。

また、高齢者等への市独自の取り組みとして、啓発物品の配布、悪質電話勧誘被害防止装置の貸し出し等を行っています。

引き続き中部消費生活センターと連携し、高齢者の消費者被害防止を図ってまいります。

VII. 寡婦控除について

1. 寡婦控除のひとり親への適用拡大すること。

ひとり親の子どもたちを貧困から守るため、一度も婚姻がない未婚のひとり親世帯にも等しく寡婦控除を適用し、非課税世帯の対象に含めること。

【回答：税務課 Tel 22-8115】

令和2年の税制改正により、令和3年度分の住民税（令和2年分所得税）からひとり親控除が創設されました。

従来の寡婦控除とは異なり、婚姻関係や事実婚関係にないシングルマザーやシングルファーザーの方も控除が受けられるようになるとともに、寡婦控除と同じく所得額135万円以下の住民税非課税措置にも含まれる改正がなされています。

VIII. 生活困窮者対策について

1. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること。

相談窓口の充実を図り、高齢者の自立支援、就労支援など自立できるようサポート体制を強化すること。

さらに、自立支援に向けて、地域に互助の関係づくりや参加など地域との関係づくりを支援すること。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

生活困窮者自立支援法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることであり、本市では法に定義されている措置である「生活困窮者自立支援事業」「生活困窮者住居確保給付金」「生活困窮者就労準備支援事業」「生活困窮者家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。

令和2年度からは「包括的支援体制構築事業」を実施し、地域や関係団体等と緊密な連携を取り、包括的かつ適切な支援に努めております。

IX. 低所得高齢者対策について

1. 低所得高齢者に対する除雪・給付について

低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

除雪については地域での支え愛活動として取り組んでいただきたいと考えております。

暖房給付にかかる制度の新設は考えておりません。

X. ジェンダー平等に関して

1. 男女共同参画基本法に基づく、「第5次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

【回答：人権政策課 Tel 22-8130】

本市では、男女共同参画基本法に基づき第6次くらし男女共同参画プランを策定し、令和3年度から令和7年度までの5カ年計画で「男女共同参画のまちくらし」の実現を目標とし、男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし各種施策に取り組めます。

また、国の第5次男女共同参画基本計画において取り組まれる社会制度や慣行の見直しについて積

極的に啓発推進していきます。

2. 政策・方針決定など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

【回答：人権政策課 Tel 22-8130】

政策・方針決定における男女共同参画の実現について、令和3年3月に策定した第6次くらし男女共同参画プランの重点目標に位置づけており、審議会等への女性の積極的登用及び女性の能力開発と人材育成の推進を促進していきます。なお、男女共同参画をテーマとした国内最大の会議である日本女性会議を令和4年度に本市で開催予定であり、この取り組みの中で地域の女性リーダーの育成を促進していきます。

また、防災・復興に関する方針決定、現場対応についても、同プランの重点目標「だれもが安心して暮らせる環境整備」の施策の方向の中で男女共同参画の視点に立った防災活動を推進し、女性の視点を取り入れた防災訓練・研修、避難所運営の実施及び避難所資材等の整備に取り組んでいきます。